

生駒市景観計画

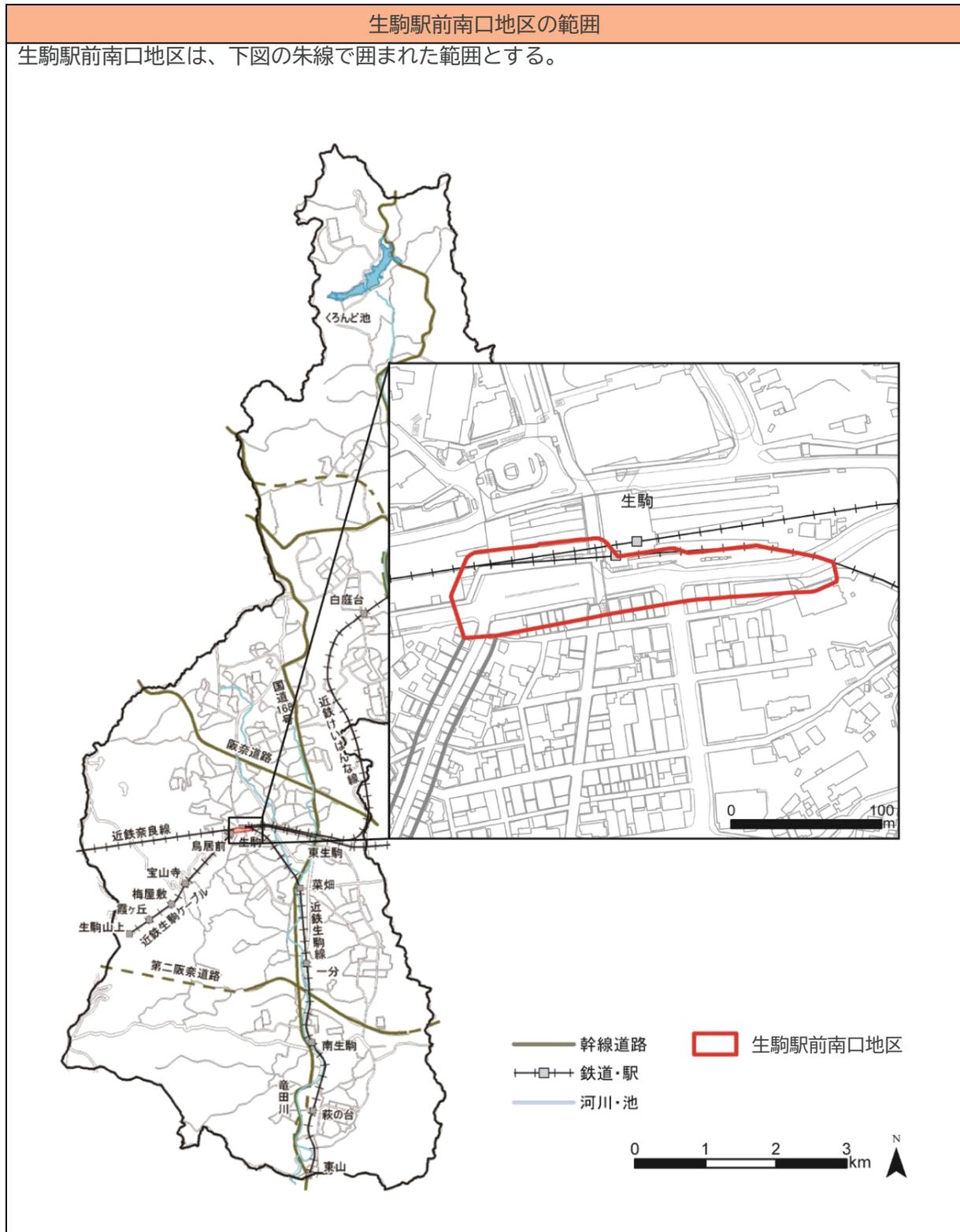
(生駒駅前南口地区 改定素案)

令和8年 月

生駒駅前南口地区（景観形成地区）

（4）生駒駅前南口地区（景観形成地区）

1）地区の範囲



2) 生駒駅前南口地区の良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針	
○	生駒市の玄関口にふさわしく、統一感のあるシンプルで洗練された街並みを形成します。
○	建物の形態に配慮することで、生駒山や矢田丘陵への眺望を守ります。
○	街のにぎわいが印象的で、歩いて楽しくなる街並みを形成します。

3) 生駒駅前南口地区の届出対象行為

行為		生駒駅前南口地区
建築物の新築又は移転		すべての建築物
建築物の増築又は改築		行為に係る建築面積が 5 ㎡
建築物の外観の変更		すべての建築物
工作物の新設又は移転	1 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	すべての工作物
	2 煙突（支柱及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの	
	3 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	
	4 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	5 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	
	6 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	
	7 自動車車庫の用途に供するもの	
	8 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
	9 上記 1～8 に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	
工作物の増築又は改築		行為に係る築造面積が 10 ㎡
工作物の外観の変更		行為に係る面積が 10 ㎡
開発行為		行為地の面積 500 ㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）		行為地の面積 500 ㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10m
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為地の面積 500 ㎡又は物件の堆積の高さが 2m

4) 生駒駅前南口地区の景観形成の基準

行為	事項	生駒駅前南口地区
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・生駒駅南側歩行者デッキから見える生駒山の緑の稜線への眺望を遮らないように配慮すること。 ・生駒駅南側歩行者デッキから見える矢田丘陵の緑の稜線への眺望を遮らないように配慮すること。 ・生駒市の玄関口にふさわしい形態及び意匠とすること。 ・市道宝山寺参詣線に面する場合は、参道から見える建築物や工作物等について、「宝山寺参道沿道地区 ③駅前参道区域」の景観形成基準に準じること。
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・街並みの連続性に配慮した配置及び規模とすること。 ・駐車場を設ける場合は、原則として県道生駒停車場宝山寺線に面する側から車両の進入をしないこと。 ・にぎわいの創出に配慮した配置とすること。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺の景観と調和し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。 ・県道生駒停車場宝山寺線に面する店舗は、通りとのつながりを意識したデザインとし、まちのにぎわいの演出に努めること。 ・屋上施設は屋根の中に収めるか、壁面の立ち上げにより修景を行い、露出させないように配慮すること。 ・外部に設ける建築設備^{※1}は、目立たないように配慮すること。 ・屋外階段、バルコニー等を設ける場合は、これらを含む建築物全体と調和させること。 ・照明の種類や配置に配慮し、生駒市の玄関口としてふさわしい夜間景観の演出に努めること。 ・駐車場を設ける場合は、自動車が県道生駒停車場宝山寺線から目立たないように配慮すること。 ・塀、垣又は柵を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とすること。 ・建築物に取り付けられた広告物については、建築物の意匠として計画すること。 ・屋上広告物及び突出広告物については、新設、増設を控え、生駒駅南側歩行者デッキから見える緑の稜線への眺望に配慮すること。 ・ネオン管、点滅広告、映像装置(デジタルサイネージ等)の設置を控えること。ただし、アーケードより下に設置する場合を除く。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める色彩に関する景観形成基準(市街地景観区域-商業系)に適合するとともに、周辺の景観と調和させること。 ・多くの色彩や強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺の景観に配慮した素材を使用すること。 ・反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化に当たっては、良好な周辺の景観と調和させた上で、適切に管理すること。
工作物の新設又は移転等	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺の景観と調和のとれた配置、規模及び高さとすること。 ・駐車場を設ける場合は、原則として県道生駒停車場宝山寺線に面する側から車両の進入をしないこと。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺の景観と調和し、バランスのとれた形態及び意匠とすること。 ・照明の種類や配置に配慮し、生駒市の玄関口としてふさわしい夜間景観の演出に努めること。 ・塀、垣又は柵を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とすること。 ・駐車場を設ける場合は、出入りに供する部分を除き塀、垣又は柵を設けるなど、自動車が県道生駒停車場宝山寺線から目立たないように配慮すること。

	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める色彩に関する景観形成基準（市街地景観区域-商業系）に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 ・多くの色彩や強調色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺の景観と調和した素材を使用すること。 ・反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化に当たっては、良好な周辺の景観と調和させた上で、適切に管理すること。
開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材とすること、又は前面若しくは頂部の緑化など周辺の景観と調和を図ること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。
土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> ○共通 <ul style="list-style-type: none"> ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。 ○土地の開墾、その他の土地の形質の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況の地形を生かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材とすること、又は前面若しくは頂部の緑化など周辺の景観と調和を図ること。 ・原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。
物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 ・行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化に当たっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観と調和を図ること。 ・塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観と調和した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、良好な周辺の景観と調和させること。

※1 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

5) 色彩に関する景観形成基準

適用区分		市街地景観区域 生駒駅南口地区		
色相区分		明度	彩度	備考
建築物の外壁・工作物の外観	基調色			
	0.0R～4.9R	8.0 以上	1.0 以下	
		5.0 以上 8.0 未満	2.0 以下	
		5.0 未満	2.0 以下	
	5.0R～9.9R	8.0 以上	1.0 以下	
		5.0 以上 8.0 未満	4.0 以下	
		5.0 未満	4.0 以下	
	0.0YR～4.9YR	8.0 以上	2.0 以下	
		5.0 以上 8.0 未満	4.0 以下	
		5.0 未満	6.0 以下	
	5.0YR～9.9YR	8.0 以上	3.0 以下	
		5.0 以上 8.0 未満	6.0 以下	
		5.0 未満	6.0 以下	
	0.0Y～5.0Y	8.0 以上	3.0 以下	
		5.0 以上 8.0 未満	6.0 以下	
		5.0 未満	6.0 以下	
	5.1Y～9.9Y	8.0 以上	2.0 以下	
		5.0 以上 8.0 未満	4.0 以下	
5.0 未満		6.0 以下		
その他の色相	8.0 以上	1.0 以下		
	5.0 以上 8.0 未満	2.0 以下		
	5.0 未満	2.0 以下		
無彩色	8.0 以上	0	使用可	
	5.0 以上 8.0 未満	0	使用可	
	5.0 未満	0	使用可	
強調色 ・明度は全明度使用可、彩度は全彩度使用可。 ・各立面の面積の1/10の面積まで使用可。 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。				
建築物の屋根	0.0R～4.9R	7.0 以下	2.0 以下	
	5.0R～9.9R	7.0 以下	2.0 以下	
	0.0YR～4.9YR	7.0 以下	4.0 以下	
	5.0YR～9.9YR	7.0 以下	6.0 以下	
	0.0Y～5.0Y	7.0 以下	6.0 以下	
	5.1Y～9.9Y	7.0 以下	4.0 以下	
	その他の色相	7.0 以下	2.0 以下	
	無彩色	7.0 以下	0	使用可

適用除外				
<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観の形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができる。 ・木材や地場の石材等の自然素材色は、施工直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができる。 ・他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができる。 				

(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。

(注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積に伴う塀・柵の新設等を含む。